

令和８年８月定例教育委員会会議録

1 日 時

令和８年８月２６日（水）午後２時００分から午後３時１５分まで

2 場 所

唐津市役所 大手口別館６階 会議室

3 出席者

(1) 教育長

栗原宣康

(2) 教育委員

篠原智文、石山貴子、佐伯玄一郎、土屋由起子

(3) 事務局

教育部長 中山誠、教育副部長兼教育総務課長 牟田茂典、教育施設課長 廣嶋幸喜、学校教育課長 松竹寿郎、学校支援課長 森徳雄、学校給食課長 伊藤重継、生涯学習文化財課長 岩尾峯希、近代図書館長 岡田和幸、教育総務課係長 好直哉、教育施設課係長 竹下忠臣、教育施設課係長 吉田徹、生涯学習文化財課係長 橋本賢明、近代図書館係長 吉田清美、教育総務課係長 山崎恵子、教育総務課主査 宮口由佳

4 議 題

(1) 議案

議案第３３号 令和８年度唐津市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について

【原案どおり可決】

議案第３４号 唐津市小学校屋外遊具整備方針の策定について

【原案どおり可決】

議案第３５号 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定に係る意見について

【原案どおり可決】

議案第 36 号 唐津市公民館条例の一部を改正する条例制定に係る意見について

【原案どおり可決】

議案第 37 号 唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定に係る意見について

【原案どおり可決】

議案第 38 号 唐津市厳木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定に係る意見について

【原案どおり可決】

議案第 39 号 唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例制定に係る意見について

【原案どおり可決】

(2) 協議事項

唐津市小中学校屋内運動場空調設備整備計画の策定について

(3) 報告事項

① 教育長報告

② 各課報告事項

- ・令和 7 年度決算について
- ・令和 8 年度体育大会・運動会及び修学旅行の実施状況について
- ・令和 8 年度唐津市教育文化祭の実施について
- ・共催及び後援について
- ・教育委員会行事予定

③ その他

【定例会】

午後 2 時 0 0 分 開会を告げる。

栗原教育長は、本日の会議録署名委員として篠原委員を指名した。

栗原教育長は、前回の定例会の会議録について会議に諮り、委員会はこれを承認した。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議事に入ります。

議案第 33 号について、事務局お願いします。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

教育総務課です。議案集第 1 の 1 ページをお願いいたします。

議案第 33 号 令和 8 年度唐津市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について御説明いたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、令和 7 年度の唐津市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書を作成しましたので、提案するものでございます。

それでは、別冊の令和 8 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書（令和 7 年度実績）の 1 ページをお開き願います。

最初に、この点検・評価の制度の概要を記載しております。

1 に点検・評価の内容、2 に点検・評価の方法を記載いたしております。

次のページを御覧ください。

評価いただいた有識者の方々の名簿を掲載いたしております。有識者につきましては、今年度も昨年度と同じ 4 名の方々に就任いただいております。

3 の審議の経過につきましては、本年 4 月定例教育委員会において本事業の実施方針を御協議いただきまして、その後、7 月 27 日、28 日、8 月 7 日の 3 日間、有識者会議を開催し、点検・評価の方法や令和 7 年度の実績結果について、有識者からの意見聴取を実施いたしました。そこで出されました意見等を取りまとめ、報告書案を作成いたしまして、本日御提案いたしております。

3 ページをお願いいたします。

3 ページから 5 ページまでは教育委員会の運営状況に関する点検・評価でございます。

内容の説明は割愛いたしまして、5ページの有識者意見を御覧いただきたいと思います。

委員の活動において視察が少ないように感じるため、情報を入手するために域外などにも積極的に行ってほしいとの御意見や、総合教育会議の協議内容である唐津市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、業務量のみならず、業務内容の精査などを行い、真に必要な業務の絞り込みによる教育の質の向上を企図していただきたいとの御意見をいただいております。

6ページをお願いいたします。

ここから令和7年度に実施いたしました取組の評価でございます。

令和7年3月の唐津市教育大綱の改定に伴い、新たな3つの基本方針、5つの重点目標ごとに取りまとめておりますが、それぞれの取組内容や自己評価の説明は割愛させていただき、外部評価の結果の概要を御説明いたします。

35ページをお開きください。

重点目標1、自己実現を図る学校教育の推進と国際社会へ対応する力の育成についての有識者意見でございます。

評価点は13.50点、適当の評価となっております。

有識者からは、いきいき学ぶからつつ子育成事業における積極的な情報発信、ICT活用教育における倫理的かつ正しい使い方の徹底、プール授業における水難事故の予防や対処方法の強化など御意見をいただいております。

46ページをお開きください。

重点目標2、文化芸術・読書を通した子育て支援と学びの場の提供についての有識者意見でございます。

評価点は13.50点、適当の評価となっております。

有識者からは、美術ホール等の活用による地元由来の文化芸術活動の継承、年齢に応じた段階的な読書推進施策のさらなる展開など御意見をいただいております。

57ページをお開きください。

重点目標3、地域社会をつなぐ人づくりについての有識者意見でございます。

評価点は12.75点、改善の評価となっております。

有識者からは、公民館の課題である若い世代の利用を増やすことについて、これまでにない斬新なアイデアが必要であること、SNSの強みを生かした公民館の利活用、唐津の特徴を生かした体験活動の検討、若い世代の声を反映した二十歳の祝典の開催など御意見をいただいております。

67ページをお開きください。

重点目標4、文化財の保護と伝統文化継承の支援についての有識者意見でございます。

評価点は12.75点、改善の評価となっております。

有識者からは、文化財のSNSによる情報発信、歴史民俗資料館における人気アニメと連携した取組の強化など御意見をいただいております。

76ページをお開きください。

重点目標5、人権・同和問題に対する啓発活動についての有識者意見でございます。

評価点は13.25点、適当の評価となっております。

有識者からは、学校におけるインクルーシブ運動会など当事者目線に立てる体験の継続及び発展、人権標語や人権ポスターのデジタル化など時代に即した啓発方法の検討など御意見をいただいております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

では、議案第33号について質問や御意見はございませんか。

中身がかなりたくさんありますので、例えば、先ほどの有識者の意見についてのお尋ねでも結構ですし、その他お尋ねされたいことがあれば。よろしいですか。

○教育委員（篠原智文君）

大きく5項目の中で、3つが適当で2つが数値的には改善という評価がなされていると思いますが、特に改善の指摘を受けた項目について、今後、こういう点から改善に向けて努めていきたいというようなお考えがあればお聞きしたいと思います。

○生涯学習文化財課長（岩尾峯希君）

生涯学習文化財課です。改善となっている2項目について。

○教育長（栗原宣康君）

ちょっと確認しようか。57ページの生涯学習の機会の充実と学習情報の提供が1つですね。それと、もう一つが67ページですね。では、岩尾課長お願いします。

○生涯学習文化財課長（岩尾峯希君）

生涯学習、それから文化財の両方、いずれの項目とも、やはり活動のPRとか、SNSを利用した情報発信、そういったところが課題として御指摘を受けたところかと思っておりますので、そこについては、より積極的に情報発信を行うように改善していきたいと思っております。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

○教育委員（篠原智文君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

ほかにありませんか。

○教育委員（石山貴子君）

委員の活動におけるその他視察等について、1回は少ないように感じるということですが、今年度は予定はありますか。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

今年度、今のところ計画はございません。

○教育長（栗原宣康君）

これは去年の大村の分かね、1回と書いてあるのは。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

これは去年、ビートスイミングに水泳授業の民間委託の様子を見に行かれたと思います。

○教育長（栗原宣康君）

行きました。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

その1件でございます。

○教育委員（石山貴子君）

ここに示されている委員というのは私たちのことですか。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

はい。

○教育委員（石山貴子君）

プール視察には行っていないように思いますが。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

篠原委員が参加されました。

○教育委員（篠原智文君）

私が行きました。

○教育委員（石山貴子君）

ああ、そうなんですね。

○教育委員（篠原智文君）

近くだったので。

○教育長（栗原宣康君）

篠原委員だけやったかな。

○教育委員（篠原智文君）

だったですかね。はい。

○教育長（栗原宣康君）

今の、1回は少ないように思うというページはどこですか。

○教育委員（石山貴子君）

5ページです。

○教育長（栗原宣康君）

5ページにありましたね。

これは「その他視察等」と書いてあるけれども、例年九州ブロックの教育長研究協議会とか教育委員会連合会の会合とかにうちは出席の旅費を組んでいないんですけど、昨年度は九州ブロックの大会が大村市であったので、そのときは委員さんたちも一緒に行っていたんですけど、その研修はその他の視察には入っとらんとね。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

その他ではなくて、研修会、意見交換会への出席ですとか、教育委員会以外の会議や大会等への出席、こちらのほうにカウントするようになっております。

○教育長（栗原宣康君）

そっちに入つとると。今回指摘に上がっているのはそっちではなくて、その他の視察ですね。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

分かりました。

各離島の学校施設の訪問に行きよるですね。あれはその他の視察には入ってらんとですね。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

その他ではなくて、上のほうの学校訪問に。

○教育長（栗原宣康君）

そこに入っているということね。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

分かりました。

ほかにないですか。

○教育委員（土屋由起子君）

健やかな子どもを育てる教育の推進の内容の中で、36ページに、健康によい食事に基準がなく、自己申告となっているため、具体的な基準が欲しいと書いてありますけれども、そういう基準を決める場所というか、今後、私もこれは知りたいなと思うので、もし何か基準があったら教えてほしいです。

○学校給食課長（伊藤重継君）

すみません、うまく聞き取れなかったもので、もう一度お願いします。

○教育長（栗原宣康君）

36ページの下から3行。

○教育委員（土屋由起子君）

36ページの健やかなこどもを育てる教育の推進という枠に、多分子ども達にアンケートされたか何かで、健康によい食事の基準がないということなので、その辺りが、基準が欲しいという言葉がありますけれども。

○学校教育課長（松竹寿郎君）

この基準について、明確にこれがいいというのは実際に示されていないので、今後それを作って欲しいというお願いがありました。ですので、そこについては、給食献立であつたりとか、そういったところを使いながら、バランスのいい食事というところで子どもたちには指導はしていくんですけども、一つの例として、主食、主菜、副菜とかですね、そういったところが中心になってくるかと思います。

○教育委員（土屋由起子君）

また何か発展といいますか、基準があつたりとか、私も料理教室をしていますので、何かこの辺の基準がもしあるんだったら教えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○学校教育課長（松竹寿郎君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

○教育委員（土屋由起子君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

なければ、議案第33号について御承認いただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

ありがとうございました。

それでは、議案第34号について、事務局お願いします。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

教育施設課です。議案集第1の2ページをお願いします。

議案第34号 唐津市小学校屋外遊具整備方針の策定についてでございます。

提案の理由でございますが、小学校に設置されている屋外遊具につきまして、令和7年度に実施した遊具の点検結果を踏まえ、改修を行うための基本的な考え方を整理し、整備方針の策定を行うものでございます。

整備方針の本文につきましては、先月の協議の内容に変更はございませんが、協議の際に御指摘をいただきました8ページの別紙1、点検結果表につきまして、調査後に改修等を行った内容を整理いたしまして、令和8年3月31日現在の数値に修正を行っております。当初の調査結果は使用不可の遊具が99施設だったものを、22の施設につきまして令和7年度中に基礎部分等の改修を行ったことによりまして、3月31日現在では使用不可の遊具が77施設となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします。

○教育長（栗原宣康君）

では、議案第34号について質問や御意見はございませんか。よろしいですか。

○教育委員（篠原智文君）

この方針の中にも特に早急な対応が求められるということで、特に使用不可については早急に対応されると思うんですが、見通しとしては、使用不可は来年度中に解消するような目標か何かお持ちなんですか。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

使用不可のD判定の部分につきましては、撤去を推奨するというような内容になっております。それにつきましては、予算要求などを行いまして、撤去を行いたいと考えております。

○教育委員（篠原智文君）

来年度中にはDの撤去は確実で、Cについては、またそれ以降になるということですか。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

まずはDを急ぎまして、C-3について、一部の改修で済むのであれば、そ

これらの改修をして、C-2になれば使用可能になってまいりますので、まずはDの部分から進めてまいりたいと考えております。

○教育委員（篠原智文君）

子どもたちの安全に直接関わることでもあるので、特に危険なDについては早急に対応をお願いします。

○教育長（栗原宣康君）

Dは使用不可だから撤収するという方向性なんですよ。例えば、12ページの鬼塚小学校を見たら、Dは4連ブランコと6連鉄棒なんですよ。そして、鬼塚小学校のブランコは4連ブランコが1つになって、鉄棒も3つあったのが2つになるということになっていくわけですよ。ほか、高峰小学校ではジャングルジムがDなんですけど、これを撤収ということは、ジャングルジムは高峰小学校には作らないということです。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

そのDになっているのは、ブランコの場合、ブランコの周りを囲っている柵がブランコに近いために使用不可というようなもので、それを離せば使えるとかいうようなものもあります。

ジャングルジムに関しましては、ジャングルジム全体の基礎部分のコンクリートが露出しているようなもの、そういった部分はちょっと土で埋め戻しても無理なので、今後、代替施設としてコンクリートが見えないようなものに更新するとか今後考えていく必要があるかなとは思っています。

○教育長（栗原宣康君）

一旦は撤去だけでも、撤去後そのままになって、なくなってしまうかどうかは、施設やグラウンドの状況などトータルで考えていくというふうに思っています。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

そうですね、遊具によっては、遊動円木というか、遊動角木のような揺れるものは全く駄目で、これに代わる代替の施設というのはないので、そういったものは撤去だけになると思います。

○教育長（栗原宣康君）

危険が伴うけんが、もう撤去せんばいかん。という形ですよ。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

はい。

ですので、改善することによって使えるようになる部分はそこを改善、施設を更新して新たに設けないといけないというものは更新をする必要があるのかなと思っています。

○教育委員（篠原智文君）

来年度の予算措置はそろそろですね。その判断は。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

今後やっていかないといけないと思っています。

○教育委員（篠原智文君）

早めにですね。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

これだけの数の施設が老朽化していきますので、確保するのは非常に難しいかなということと、もう一つは、使用する子どもの数がかなり減ってきているので、かつてと同じような状態にずっと整え続けるのかということ、そこもちょっと難しさというのがあるのかもしれませんが。ただ、子どもたちの楽しみのものが一定の割合で、約3割の割合で使えない状況にあるというのは、やっぱり早く改善したいし、あるいは著しく減っていくというのを何とか止めたいなというところもあります。いろんな学校の状況によって違うところも考えながらしていただいていると思いますけど。

○教育部長（中山 誠君）

補足でよろしいでしょうか。

○教育長（栗原宣康君）

はい、どうぞ。

○教育部長（中山 誠君）

整理しますと、現在、使用不可の部分には大きく2つあって、既存のものを改修、何らかの手を入れることによって使えるようになるもの、それから、そもそも改修が利かない、あるいはそもそも危険であるので撤去するもの、この

うち撤去するものに関しては、やはり先ほど教育長がおっしゃったとおり、学校の状況、一番は児童数ですね、こういったもので必要である、撤去だけでは支障があるということであれば、子どもたちに応じて複合遊具を設置するとか、例えば、4連を2連にするとか、そういった形で更新する判断をする部分も出てこようかと思います。

私ども遊具の整備のときに一番困るといえるか、難しいところがございまして、文科省のほうで学校の施設の基準、校舎とか体育館については面積など事細かに定めてあるんですけれども、遊具については、その学校の状況に合ったものを設置するというようなことしか書かれておらず、極論すれば、滑り台を設けなさい、ブランコを設けなさい、ジャングルジムを設けなさいなどという細かい基準は一切ございません。ですので、設置者の判断というところになってまいりますので、こういった判断は難しいんですけれども、一番は学校現場としっかり話をさせていただいて、適切な形で持っていきたい、ほかの学校との兼ね合い、そういったものを考えて整備をしていくという形になります。

予算要求はしますけれども、基数が多いものですから、財政的な問題もございしますので、単年度でできるかということ、恐らくそれは非常に難しいと思っております。ですので、複数年で、そうこうやっている間にも、現在使用可能の施設についても劣化が進んで、どんどん使えなくなっていくという状況がありますので、少なくともここ数年のうちにはある程度、使用不可の施設がなくなるという形で整備できればと思っております。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第34号については御承認をいただきました。

議案第35号について、事務局お願いします。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

教育施設課です。17ページをお願いいたします。

議案第35号 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する

条例制定について御説明いたします。

この議案は、公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき条例を改正するものでございまして、2つの改正内容となっております。

まず1つ目は、公共施設の使用料適正化に関する方針に基づきまして、屋内運動場の施設使用料を改正するものです。2つ目は、学校屋内運動場への空調設備の設置に伴いまして、空調機使用料を新たに設定するものでございます。

1つ目の施設使用料の改定でございますが、これは電気料金単価の上昇による見直しを行うものでございます。屋内運動場の使用料、2面利用400円を420円に、1面利用200円を210円に、また、剣道場の利用において全面100円を方針に基づく最低金額である110円とするものでございます。

2つ目の屋内運動場における空調機使用料でございますが、本年度設置予定の鏡中学校の空調機の消費電力に電気料金単価を乗じまして、1時間当たりの電気料を算出しております。使用料は2面で540円、1面利用で270円を新たに設定するものでございます。

施行期日は令和9年4月1日からでございます。

20ページのほうに新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第35号について、質問や御意見はございませんか。

○教育委員（篠原智文君）

鏡中学校の使用料金については、これは冷房と暖房も考えてあるんですか。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

今回つける装置には暖房機能もございます。

○教育委員（篠原智文君）

では、冬もこの金額ということですね。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

機器を使用すれば、この金額を頂くことになります。

○教育委員（篠原智文君）

分かりました。

○教育長（栗原宣康君）

1面と2面の広さというのは何かありますか。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

バスケットコートとかバレーコートを2面取れる体育館と1面しかない体育館がありますので、2面取れるときは全面という表現になるか、2面、1つの団体で体育館を全部使う場合と、Aというコート、Bというコートでそれぞれ別の団体が使う場合もありますので、そういった2面、1面の費用単価を設定しているところです。

○教育長（栗原宣康君）

利用が分かれたら2面だけど1面ずつになると思うとったらよかですね。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

ほかはないですか。

○教育部長（中山 誠君）

すみません、よろしいでしょうか。

○教育長（栗原宣康君）

はい、どうぞ。

○教育部長（中山 誠君）

そもそものところを御説明する必要があると思うんですけど、今回の定例教育委員会におきまして、議案第35号から39号、こちらのほうは利用料金の改定に係る条例改正ということで、今回なぜこれを議会のほうに上程するのかというところですが、これは全庁的な見直しになります。本市の公共施設、これまでかなり長い間、消費税の部分を除いて見直しを行っていなかったんですが、適正料金ということで応分の負担をお願いしたいという観点から令和5年度に全庁的な見直しを行っております。その際、4年に1回見直しをするという方針を立てております。令和5年度から4年、令和9年度以降に見直すに当たって、今回、全庁的にそれぞれの所管で現時点での適正な料金を算出いたしまして、議案として上程する流れになっております。その関係上、教育委員会では35号から39号まで、こちらの議案を9月議会に上程するというところで

今回教育委員会にあげさせていただいております。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第 3 5 号についてはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

御承認いただきました。

では、議案第 3 6 号について、事務局お願いします。

○生涯学習文化財課長（岩尾峯希君）

生涯学習文化財課です。議案集第 1 の 2 1 ページを御覧ください。

議案第 3 6 号 唐津市公民館条例の一部を改正する条例制定に係る意見についてでございます。

提案理由といたしましては、先ほど部長の説明どおり、公共施設の使用料適正化に関する方針に基づいて公民館の使用料を見直すことに伴いまして、令和 8 年 9 月の唐津市議会定例会へ公民館条例の一部を改正する条例を提出するに当たり、教育委員会へ意見を求めるものでございます。

2 2 ページを御覧ください。

条例案の題名といたしましては唐津市公民館条例の一部を改正する条例、改正内容といたしまして、公民館の使用料の見直しに伴い改正するものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和 9 年 4 月 1 日から適用するものです。

改正の中身でございますけれども、2 3 ページを御覧ください。

唐津市公民館条例の一部を次のように改正いたします。

別表第 3 中「2, 2 0 0 円」を「3, 3 0 0 円」に。こちらにつきましては、2 4 ページ、2 5 ページの新旧対照表を御覧いただくと分かりやすいかと思いますが、大会議室（2 0 0 平方メートル以上）の部屋を 1 時間利用するに当たりまして、現行では「2, 2 0 0 円」だったところを「3, 3 0 0 円」に、会議室（1 0 0 平方メートル以上 2 0 0 平方メートル未満）の部屋につきましては「1, 6 0 0 円」を「2, 4 0 0 円」に、その他の会議室（1 0 0 平方メートル未満）の会議室につきましては「6 0 0 円」を「9 0 0 円」に改めるもの

でございます。

26 ページ、27 ページに他市の状況を掲載しております。

説明は以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

質問や御意見はございませんか。

26 ページに県内自治体との比較がありますが、表の上から3、4 段目の大会議室利用料金というところだけを見て、それを横に見ていったら、唐津市は現行が1 時間当たり2, 200 円、改定後は3, 300 円になると書いてあるけど、ほかの市町で書いてある金額と大幅に差があるとばってんが、それは何か理由のあるとかね。

○教育委員（篠原智文君）

鹿島市も高いですけど。

○教育長（栗原宣康君）

鹿島市は、これは1 時間当たりではなく、全て1 回当たりの利用料金だけん、3 時間使っても午前中だったら3, 300 円と、時間単価は1, 100 円にしかならんとかなと。

○教育委員（篠原智文君）

ああ、1 回分。

○生涯学習文化財課長（岩尾峯希君）

そもそも唐津市の公民館につきましては、社会教育目的での利用というところは無料となっているところです。ですから、普通に公民館をサークル活動、主催講座、それから地域の会合、そういったことで利用される場合はほぼ無料ということになっています。

ただ、それ以外の社会教育法で禁止されていない目的での利用。禁止されているところでいうと、宗教目的の利用、それから政治活動、営利活動、そういったところでは禁止されているんですけども、それ以外の利用、例えば、企業の研修や採用の面接など、社会教育目的ではないけれども禁止もされていない、そういったところの利用の際にこの金額が発生すると。そういった目的での利用について応分の負担を求めるところでこの金額が設定されており、前回のときに計算し、今回も再度計算をし直したところです。もともとはもっと

この金額より高くなるんですけれども、あまりにも金額が上がるときには1.5倍が上限というところで、今回この金額の設定になっております。

ちなみに他市の状況を見ますと、佐賀市なんかは社会教育法に基づいていない公民館だったりするときには、何もかもまとめてこの金額と、使うときにはですね。ただ、いろんな減免の措置というところはあるように聞いていますけれども、うちのようにそもそも社会教育目的だと無料で使えるというところとは少し仕組みが違っているという状況でございます。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第36号については御承認をいただきました。

議案第37号について、事務局お願いします。

○生涯学習文化財課長（岩尾峯希君）

議案集第1の28ページでございます。議案第37号 唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定に係る意見についてでございます。

こちら公民館の条例と同様、使用料の見直しに伴い、教育委員会へ意見を求めるものでございます。

29ページに条例案の概要を掲載しております。

条例案の題名は唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、改正理由といたしまして、唐津市都市コミュニティセンターの使用料の見直しに伴い改正するもの、改正内容については使用料の改正でございます。

施行期日は、公布の日から施行し、令和9年4月1日から適用するものでございます。

30ページでございますけれども、内容といたしましては、公民館の条例と同様のものでございます。200平米を超える会議室については「2,200円」を「3,300円」に、100平方メートル以上200平方メートル未満の会議室については「1,600円」を「2,400円」に、100平方メートル未満の会議室につきましては「600円」を「900円」に改めるものでございます。

31ページに新旧対照表を掲載しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第37号について質問や御意見はございませんか。

先ほどの36号と同じもので、都市コミュニティセンターの分です。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

議案第37号については御承認をいただきました。

議案第38号についてお願いします。

○生涯学習文化財課長（岩尾峯希君）

議案集第1の32ページをお開きください。

議案第38号 唐津市厳木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定に係る意見についてでございます。

提案理由につきましては、先ほどと同様でございます。

条例案の概要につきましては、条例案が唐津市厳木コミュニティセンター条例の一部を改正する条例でございます。

以下、公民館、それから都市コミュニティセンターの条例改正と同様の内容になっております。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第38号について質問や御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第38号について、併せて御承認をいただきました。

議案第39号について、事務局お願いします。

○近代図書館長（岡田和幸君）

近代図書館でございます。議案集第1の36ページをお願いいたします。

議案第39号 唐津市近代図書館条例の一部を改正する条例制定に係る意見について御説明申し上げます。

提案理由についてでございます。

近代図書館の分室設置及び美術ホールの使用料見直しに伴いまして、今回、唐津市議会 9 月定例会に条例改正案を提出するに当たりまして、教育委員会の意見を伺うものでございます。

37 ページをお願いいたします。

条例案の概要をお示ししております。

相知図書館の移転に伴いまして、相知図書館を近代図書館相知分室に変更することと併せまして、浜玉公民館図書室並びに呼子公民館図書室をそれぞれ近代図書館浜玉分室、近代図書館呼子分室にするものでございます。

また、先ほどから説明がっておりますけれども、公共施設の使用料適正化に関する方針に基づきまして、美術ホールの使用料の見直しを併せて行っておりまして、ところでございます。

条例につきましては、38 ページ、39 ページのほうにお示ししております。

内容でございますが、まず第2項に先ほど申しました分室のほうを加えるものでございまして、浜玉分室、相知分室、呼子分室、この3つを加えるものでございます。

第3条で図書館の事業の内容について記載がございますが、その中で美術ホールの展示について、本館でしか行えないものでございますので、その項目については、「（分室を除く。）」という文言を加えるようにしております。

あわせて、美術ホールの利用料につきまして、入場料を徴収するものについては「18,330円」を「27,490円」に、入場料を徴収するものにつきましては「31,520円」を「47,280円」に改めるものでございます。

なお、相知図書館の移転に伴う分室設置につきましては、これまで定例教育委員会において、図書サービス計画の策定の折に御説明をいたしておるところでございます。経緯などの説明につきましては、42 ページから45 ページのほうにまとめておりますので、御確認いただければと思います。

この条例の施行期日につきましては、令和9年4月1日としております。

また、相知図書館を廃止することに伴いまして、令和9年4月1日をもって廃止する廃止条例のほうを併せて上程することといたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

議案第39号について質問や御意見はございませんか。

○教育委員（篠原智文君）

1つ、よろしいでしょうか。

○教育長（栗原宣康君）

はい、どうぞ。

○教育委員（篠原智文君）

近代図書館の美術ホールについては、かなり金額も上がるので、ざっとでいいんですけど、実際の借用の実績というものはわかりますか。

○近代図書館長（岡田和幸君）

お答えいたします。

通常であれば、毎年1月の下旬ぐらいに開放して利用をお願いしているところでございますが、実績といたしましては、ちょっと古く遡れば平成29年に有料で貸し付けた事例がございます。それ以降でございますと、例えば、平成30年度であれば佐賀県陶芸協会展がございましたが、これは教育委員会の共催等もございまして、無料で貸し付け、免除をしておるところでございます。

近いところでは、令和4年度に乗田先生の絵画展での利用がありましたが、これも教育委員会の共催ということで全額免除という形で行っておりまして、直近で使用料を頂いた例でいえば平成29年度ということになります。

以上です。

○教育長（栗原宣康君）

よろしいですか。

○教育委員（篠原智文君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、議案第39号については御承認をいただきました。ありがとうございます。

続いて、協議事項に入ります。

唐津市小中学校屋内運動場空調設備整備計画の策定について、事務局お願い

します。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

教育施設課です。議案集第1の46ページをお願いいたします。

唐津市小中学校屋内運動場空調設備整備計画の策定についてでございます。

整備計画策定の目的といたしまして、近年の猛暑による児童・生徒の熱中症リスクの高まりを踏まえ、児童・生徒の健康及び教育環境の改善のために屋内運動場への空調設備整備に係る整備計画を策定するものでございます。

整備対象の施設は、市内小・中学校の屋内運動場38施設を計画しております。

次に、空調方式でございますが、体育館の大空間という特性を踏まえまして、施設全体を均一に空調する全体空調方式から利用者が活動する範囲に絞って空調する局所スポット空調方式まで5つの方式について比較検討を行っております。

空調方式の検討は、50ページに5種類掲載をしております。この比較検討を行いました結果、強力スポットエアコンを用いた整備を基本としております。

続きまして、整備の優先順位としましては、屋内運動場の利用頻度及び災害時に1次開設または2次開設する避難場所であることを考慮して決定するものとしております。このため、部活動等により利用頻度の高い中学校及び災害時に1次開設または2次開設する避難場所となる小学校を優先して整備することとしております。

施設整備のスケジュールにつきましては、51ページのほうに表でお示しをしております。

まず、令和8年度から実施設計をいたしまして、中学校と避難場所に指定されている小学校6つを合わせました29校について、令和10年度から空調設置工事にかかりまして、令和11年度の供用開始を計画しています。

続きまして、小学校につきまして、15校の15施設になりますが、これは中学校と一緒に令和8年度から実施設計を行いまして、令和10年、11年度で空調設備工事を行いまして、令和11年度の供用開始を計画しております。

説明は以上でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、小中学校屋内運動場空調設備整備計画の策定について質問や御意見はございませんか。

○教育委員（篠原智文君）

52ページのほうに写真が載っていますが、強力スポットエアコンということで、これは写真の右側のほうが室外機で左側のほうが室内設置の機器かとは思いますが、それでいいんですかね。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

おっしゃるとおりです。写真左が室内に設置する機器です。

○教育委員（篠原智文君）

例えば、体育館だったら、これを何か所ぐらい。もちろん体育館の大きさにもよると思うんですけど、何か所ぐらい設置することになるんですか。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

今年度、鏡中学校の体育館の長寿命化工事を行っておりまして、それと同時にこのスポットエアコンをつけるんですけれども、鏡中学校の体育館でこれが7台つくことになっております。今後、実施設計で体育館の大きさに応じて台数が決定していくものと思われま。

○教育委員（篠原智文君）

これは暖房にも使えるんですか。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

暖房機能もございます。

○教育長（栗原宣康君）

現在想定されているのは、一番右、それとも四角で、赤で囲われているものですか。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

赤で囲った部分です。

○教育委員（篠原智文君）

屋内の部分の厚みというか、出っ張りを含めてどれぐらいあるんですか。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

現在計画では、この室内機は体育館のキャットウォークですね、アリーナの

上に設置をすることになります。

○教育委員（篠原智文君）

フロアではなくて。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

フロアではなくて、その部分を想定しております。

出っ張りは幾らかはありますが、アリーナのほうで活動するのには影響はないものと思っております。

○教育部長（中山 誠君）

奥行は520ミリメートルぐらいです。

○教育委員（篠原智文君）

しかし、上に設置はするということですね。

○教育長（栗原宣康君）

520ミリメートルということは50センチ出てくるけんね。

○教育施設課長（廣嶋幸喜君）

はい。

○教育長（栗原宣康君）

広かところはよかばってんね、狭かところは苦しかね。

○教育部長（中山 誠君）

そうですね、キャットウォーク自体が900ミリメートルとか800ミリメートルとか、狭いところではそのくらいしかないのです。設置方法として、キャットウォークの中に置くのではなくて、柵がありますので、柵を一部外して、ちょっと飛び出してついたりということはできますけれども、かなりの幅が取られることになります。

○教育委員（篠原智文君）

通りづらくはないんですか。

○教育部長（中山 誠君）

非常に通りづらくなると思います。

○教育委員（佐伯玄一郎君）

例えば、具体例で第一中学校なんかにつけたら大分狭いというか。

○教育長（栗原宣康君）

大丈夫です。

第一中学校のギャラリーはよく上りますので。第一中学校は大丈夫かと思います。学校によってその差はちょっと大きいですね、狭いところはかなり狭いです。古いところのほうが狭い。

○教育委員（篠原智文君）

ないところはないですか。

○学校支援課長（森 徳雄君）

成和小とかキャットウォークはないんじゃないですか。ない学校もあるかもしれないです。

○教育委員（篠原智文君）

なくても、とにかく設置はできるんでしょう。

○教育部長（中山 誠君）

そうですね、別に架台を設けるとい形になります。ただ、基本的な考え方としては、キャットウォークに吊ったりする形で設置されているところはあるんですけども、子どもたち、大人も使いますので、激突の心配がありますので、やっぱり上のほうに設置を。

○教育長（栗原宣康君）

キャットウォークの下に設置したら、激突するくらいの高さになるかもね。
ほかにございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、報告事項に入ります。

まず、教育長報告です。別紙を御覧ください。

8月4日に唐津市若手教員研修会を行いました。参加は25名でした。

対象は、参加を希望する経験5年以下の唐津市内の小・中学校の先生方です。

これまでは活動型といいますか、ウォークラリーをやってみたりとか、そういった若手の先生たちが共に体験的な活動をするプログラムにしておりましたけれども、今回は青少年支援センターのことについて先生方に知っていただきたいということで、青少年支援センターと教育支援室スマイルの活動について、

それぞれセンターの相談部と室長にお話をいただきました。

アンケートの結果は、1年目、2年目、3年目を経過した先生は、あまり具体的に知らなかったのととてもよかったという反応がとても多かったので、これもよかったかなと思っております。

2つ目は、県・市町教育長の意見交換会が今週月曜日に行われました。

意見交換した内容につきましては、ここに書かれた7つの内容について、なかなか時間がない中にそれぞれ県のほうから状況について説明をいただいたり、あるいは市町から質問したりするなどの有意義な意見交換の時間をいただきました。

以上です。

それでは、各課の報告事項に参ります。

令和7年度の決算について、事務局お願いします。

○教育部長（中山 誠君）

私から御報告いたします。

お手元に分厚い資料がございます。こちらは、教育委員会事務局が令和7年度に執行させていただいた予算の決算状況でございます。ちょっとボリュームが多うございますので、トータル的にざっくりと御説明させていただきたいと思います。中身を御覧になられて、御質問、御意見等あられる場合は後もっていただければ幸いです。

令和7年度決算ですけれども、入ってくるお金である歳入と、出ていくお金である歳出、それぞれございまして、規模といたしましては、歳入につきましては、細かくなりますけれども、4億2,394万3,846円。

主なものを申しますと、やっぱり一番大きいのは学校給食費です。学校給食課の歳入3ページになりますけれども、こちらのほうは保護者と職員それぞれ給食費を頂いておりまして、令和7年度決算で申しますと、保護者から頂く児童生徒分が1億4,758万4,357円、約1億5,000万円、職員等から頂く分が6,826万6,537円というところで、こちらのほうは昨年度2学期から学校給食費無償化をいたしておりますので、児童生徒分の金額は1学期分だけということになります。令和8年度決算からは、この保護者負担というのはなくなると。ただ、教職員分というのは引き続き徴収させていただく

という形になります。

収入のほうで次に大きいのが小・中学校費補助金ということで、教育施設課の4ページになりますけれども、学校施設環境改善交付金、これはこういったものかと申しますと、空調をつけたり、校舎の改築を行ったり、長寿命化工事を行ったりといった国や県から補助を貰って行う学校関係の工事の補助金になります。ほとんど国なんですけれども、こちらが5,654万3,000円という決算額になっております。

続きまして歳出ですが、決算額の総額といたしましては53億5,780万9,884円というところで、約54億円の執行をさせていただいているという形になります。

主なものを申し上げますと、やっぱり大きいのは教育施設課が所管しております学校施設関連ですね、こちらのほうが学校施設課歳出の1ページから15ページに記載をいたしておりますが、その中でも大きいのは鏡中学校の長寿命化改良工事、校舎と体育館を行っておりますが、約11億7,000万円になっております。

そのほか、現在進めております特別教室の空調設備整備、これに対して3億3,400万円ほど、それ以外の日常的な維持改修費にそれぞれ小学校で1億2,200万円、中学校のほうで約1億4,000万円というところで歳出を行っております。

学校関連でソフト部分に関しましては、やはり大きいのは通学費等助成事業費、学校支援課の22ページになりますけれども、学校統合等で通学支援を出すバスの借り上げですとか、そういったものが主なものになります。この決算額が約2億1,000万円、それ以外にも1億円以上の歳出といたしましては、26ページになりますが、コンピューターシステム整備費であったり、各学校それぞれの小学校、中学校の運営費、それから、中学校もコンピューターシステムの整備費、約1億2,000万円といった部分が大きなものになっております。

その次に大きいのが、また学校給食費ですね。ページのほうが学校給食課歳出の1ページから10ページになりますけれども、東部と西部のそれぞれの学校給食センターの運営費を合計しますと約5億円まではいかないんですけれど

も、4億9,000万円ぐらいが東西両給食センターの運営費という形で決算となっております。

一番大きいのが学校給食食材の購入費、現在公会計となっておりますので、市の予算で購入いたしておりまして、令和7年度は約5億8,000万円、その分の食材を購入させていただいているといった状況になっております。

大きなものから申し上げますと、ざっくりこういった御説明になると思います。先ほど申し上げたとおり、御確認いただいて、何か御質問等あられば、お尋ねいただければと思います。

説明は以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

それでは、令和8年度体育大会・運動会及び修学旅行の実施状況について、事務局お願いします。

○学校教育課長（松竹寿郎君）

学校教育課でございます。議案集第1、53ページをお開きください。

報告事項2、令和8年度2学期実施体育大会・運動会及び修学旅行予定一覧を載せております。

9月から11月にかけて、各小・中学校のほうで体育大会・運動会、または修学旅行を予定しております。計画どおりに実施予定でございますけれども、修学旅行に関しましては中学校のほうで一部変更がございます。熊本地震を受けまして、熊本方面から関西方面に行先変更をした学校が出てきております。また、一部は熊本市内の宿泊をやめ、その周辺でホテルを別に探していると、現在検討中の学校も幾つかございます。今のところ検討中の学校につきましては、鹿児島方面には行くと。ただ、宿泊場所を熊本ではなくというところで検討しているのが多いかと確認をしております。保護者、PTAと話し合いながら、協議中というところでございます。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

令和8年度唐津市教育文化祭の実施についてお願いします。

○学校教育課長（松竹寿郎君）

引き続き学校教育課でございます。議案集第1、54ページをお開きくださ

い。

報告事項 3、令和 8 年度唐津市教育文化祭実施要領でございます。

今年度も唐津市教育文化祭を実施いたします。内容に関しましては、児童生徒理科研究発表会、それと児童生徒作品展を実施いたします。期日、内容については、要領に示しているとおりでございます。

なお、旧郡部の市民センター管轄に関しましては、市民文化祭の折に作品展示をする予定となっております。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

共催、後援について、教育総務課お願いします。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

教育総務課です。議案集第 1 の 55 ページをお願いいたします。

共催及び後援につきましては、共催 1 件、後援 5 件の合計 6 件でございます。

行事名及び主催者名は一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

教育委員会の行事予定について、併せてお願いします。

○教育副部長兼教育総務課長（牟田茂典君）

教育総務課です。議案集第 1 の 56 ページをお願いいたします。

令和 8 年 8 月 27 日木曜日から 9 月下旬までの主な行事予定でございます。

8 月 28 日金曜日、佐賀県人権・同和教育研究会協議会第 2 回理事研修会並びに第 55 回研究大会第 2 回実行委員研修会。

9 月 1 日火曜日は、小・中学校の 2 学期始業式でございます。

9 月 2 日水曜日は総合教育会議がございますので、委員の皆様の御出席をよろしくお願いいたします。

その他の行事につきましては、一覧表に記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（栗原宣康君）

その他、報告事項はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

では、次回の定例教育委員会は９月２４日、時間は１４時から、場所は大手口別館６階、こちらの会議室で開催させていただこうと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（栗原宣康君）

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、８月の定例教育委員会を閉会します。ありがとうございました。